

介護保険の要支援1・2の認定を受けておられる方へのご案内
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります！

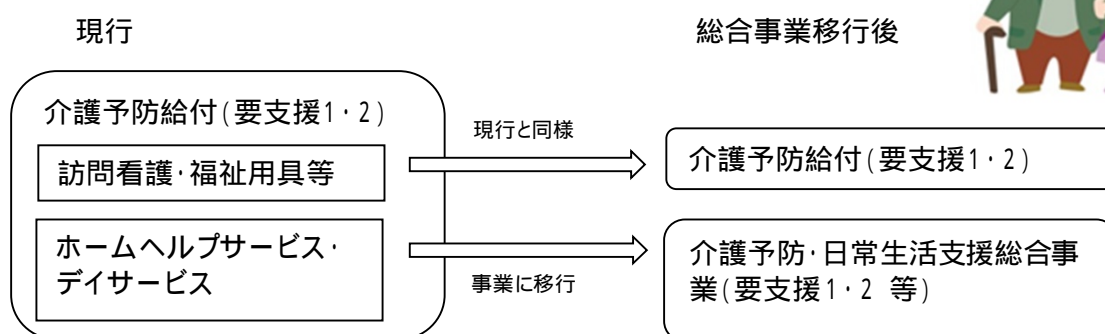


平成28年3月から、要支援1・2の方のホームヘルプサービスやデイサービスを、認定の更新時に合わせて『総合事業』に移行します。

介護保険制度改正に伴い、現在要支援1・2の認定を受けた方に提供されている「ホームヘルプサービス(介護予防訪問介護)」と「デイサービス(介護予防通所介護)」は、市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」に移行することとなりました。

全ての市町村が、平成29年4月までに総合事業を実施することとされていますが、倉敷市では、平成28年3月から実施します。

現在要支援1・2の方でホームヘルプサービスとデイサービスを利用されている方は、認定の更新時に総合事業に移行することになりますが、ケアマネジメントに基づき、必要な方は引き続き従来と同様のサービスを受けることができます。



介護予防を強化する目的で、サロン等の集える場の充実を時間をかけて進め、高齢者の方々が地域でいきいきと暮らしていける地域づくりを推進してまいります。

総合事業へ移行したらどうなるの？

必要な方は従来の「ホームヘルプサービス」や、「デイサービス」と同様のサービスがご利用いただけます。

総合事業への移行後も高齢者支援センター等によるケアマネジメントに基づき、必要な方は引き続き従来の「ホームヘルプサービス」や「デイサービス」と同様のサービスを受けられます。

現在の介護保険の被保険者証（認定）は、そのまま使えます。（認定期間満了まで）

要支援認定申請（更新）は今までどおり行えます。

現行の「ホームヘルプサービス」や「デイサービス」と同様のサービスを利用する場合、サービス利用料金に変更はありません。

介護予防訪問看護・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）等の利用、福祉用具の貸与等については現行どおりです。



詳しくは管轄の高齢者支援センター
にお尋ねください。

(問い合わせ先)
倉敷市健康長寿課地域包括ケア推進室
電話 086 - 426 - 3417